

定款

第1章

総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人向日市音楽協会という。略称はNPO法人向日市音楽協会とする。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を京都府向日市寺戸町渋川11番地の38に置く。

第2章

目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、向日市に対して、音楽を通じた文化向上に資する事業を行う。
また音楽をより身近に感じていただけるよう、市内各地でのコンサート企画・演奏活動を通して、向日市民に本格的な生演奏の魅力を届けることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民参加型音楽事業

市民が音楽活動の主体となる場を提供し、共に豊かな音楽文化を育むための事業

(2)音楽教育プログラム

地域の学校や公共施設と連携し、音楽を学ぶ機会や感動体験を届ける教育的事業

(3)音楽に親しむ心を育む事業

幅広い世代の市民が音楽の魅力に触れ、生涯にわたる音楽愛好家となれるよう促す事業

(4)永守重信市民会館におけるコンサートの開催及びベーゼンドルファーを使用したピアノコンクールの実施を通じ、音楽文化の振興及び地域の魅力向上に寄与する事業

(5)その他目的を達成するために必要な事業

第3章

会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(社員の資格)

第7条

この法人の社員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1)この法人の目的に賛同し、入会を希望する者

(入会)

第8条

1 本会の正会員として入会しようとするものは、本会所定の入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条

1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章

役員

(種別及び定数)

第13条

1 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要に応じて理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第 17 条

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条

1 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条

1 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章

会議

(種別)

第 20 条

1 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条

総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 22 条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条

- 1 通常総会は、毎年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第 24 条

- 1 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条

- 1 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条

- 1 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第 29 条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印又は署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 30 条

理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条

- 1 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印又は署名、押印しなければならない。

第 6 章

資産

(資産の構成)

第 38 条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章

会計

(会計の原則)

第 41 条

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 43 条

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 45 条

1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条

1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章

定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条

1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章

公告の方法

(公告の方法)

第 53 条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章

事務局

(事務局の設置)

第 54 条

- 1 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 55 条

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 56 条

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章

雑則

(細則)

第 57 条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 中野緑

副理事長 小林玲子

副理事長 佐藤薫

監事 上田真利枝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金

①個人 0 円

②団体 0 円

正会員年会費

①個人 0 円

②団体 0 円

(2) 賛助会員入会金

①個人 0 円

②団体 0 円

賛助会員年会費

①個人 1 口 1,000 円 (1 口以上)

②団体 1 口 10,000 円 (1 口以上)

(法第 10 条第 1 項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人向日市音楽協会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	中野緑		無
副理事長	小林玲子		無
副理事長	佐藤薫		無
監事	上田真利枝		無

設立趣旨書

1. 設立の趣旨

向日市音楽協会（以下「本法人」という。）は、向日市における音楽文化の振興と、市民が身近に音楽に触れられる環境づくりを目的として設立を目指す法人である。

向日市には、クラシックをはじめとする多様な音楽分野において、プロとして活動する音楽家や、長年にわたり音楽に親しみながら演奏活動を続けている方々が数多く暮らしている。しかし、その多くは個々に活動しており、地域の中でその存在や魅力が十分に知られ、活かされているとは言い難い現状がある。

一方で、音楽に触れたいと願う市民にとって、向日市内の身近な場所で本格的な音楽に出会える機会は決して多くない。音楽は、人の心に寄り添い、人と人をつなぎ、地域にあたたかな関係性を生み出す力を持っている。

こうした状況を踏まえ、本法人は、向日市を拠点に、音楽に携わる人々がゆるやかにつながり、それぞれの表現や活動を尊重しながら、音楽を地域に届ける仕組みを構築する必要があると考えた。

本法人は、演奏会やアウトリーチ活動、学校・福祉施設・公共空間等における音楽活動を通じて、市民が日常の中で自然に音楽に触れられる機会を創出し、「音楽が特別な人のもの」ではなく、「暮らしの中にあるもの」として根付かせることを目指す。

また、音楽に携わる人々にとっても、活動の場や発信の機会を広げることで、文化的価値の創出を図り、地域の活性化および市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

以上の理由から、本法人は、利益を目的とせず、音楽を通じて人と人がつながる地域社会の実現を目指し、向日市に根ざした非営利活動を継続的に行うため、本法人を設立するものである。

2. 設立の目的

この法人は、向日市に対して、音楽を通じた文化向上に資する事業を行う。

また音楽をより身近に感じていただけるよう、市内各地でのコンサート企画・演奏活動を通して、向日市民に本格的な生演奏の魅力をお届けすることを目的とする。

3. 事業内容

1. 定期演奏会の開催

年1回程度、永守重信市民会館において定期演奏会を開催し、市民に音楽鑑賞の機会を提供する。

2. 地域密着型コンサートの開催

向日市内の公共施設等において、ランチタイムコンサート等を開催する。

3. 若手音楽家育成事業

永守重信市民会館等において、演奏発表会や講評会、将来的には小規模なコンクールの開催を通じて、若手人材の発掘および育成を行う。

4. 音楽普及・交流促進事業

学校、病院、市役所等において演奏活動を行い、音楽の普及を図る。

本事業は、初年度を準備および試行段階とし、無理のない規模で段階的に実施するものとする。

4. 事業実施の効果

1. 地域における音楽発表の場が拡充され、文化活動の活性化につながる。
2. コンクールを通じて、向日市および永守重信市民会館の認知度向上が期待される。
3. 来場者が市内施設を利用することで、地域のにぎわい創出にもつながる。

5. 申請に至るまでの経過

・事業スケジュール

時期	内容
2025年11月	協会設立を決意
2025年12月	会員募集を始める
2026年1月	準備総会開催 役員選定
2026年2月	設立認証申請

2026年2月1日

特定非営利活動法人向日市音楽協会

設立代表者 氏名 中野緑

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人向日市音楽協会

1 事業実施の方針

本法人は、地域における音楽文化の振興を目的とし、市民が音楽に親しめる機会の創出と、音楽家の活動支援を柱として事業を実施する。初年度は準備および試行段階と位置づけ、無理のない規模で段階的に実施する。

向日市には、クラシックをはじめとする多様な音楽分野において、プロとして活動する音楽家や、長年にわたり音楽に親しみながら演奏活動を続けている方々が数多く暮らしている。しかし、その多くは個々に活動しており、地域の中でその存在や魅力が十分に知られ、活かされているとは言い難い現状がある。

一方で、音楽に触れたいと願う市民にとって、向日市内の身近な場所で本格的な音楽に出会える機会は決して多くない。音楽は、年齢や経験、専門性の有無を越えて人の心に寄り添い、人と人をつなぎ、地域にあたたかな関係性を生み出す力を持っている。

本事業では、向日市を拠点に、音楽に携わる人々がゆるやかにつながり、それぞれの表現や活動を尊重しながら、演奏会やアウトリーチ活動、学校・福祉施設・公共空間等における音楽活動を実施する。これにより、市民が日常の中で自然に音楽に触れられる機会を創出し、音楽が暮らしの中に根づく地域文化の形成を目指す。

また、音楽に携わる人々にとっても、活動の場や発信の機会を広げることで、地域における音楽文化の循環を生み出し、向日市の文化的魅力の向上に寄与することを本事業の目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
1 市民参加型 音楽事業	音楽家と市民が交流できる機会を設け、演奏会開催に向けた企画、および準備の一環として試行的な演奏活動をする。	(A) 2026年10月予定 (B) 永守重信市民会館 (C) 10人	(D) 向日市民 (E) 200人	320

2 音楽教育プログラム	地域と学校と連携しミニコンサートを通じて音楽を親しむ機会として実施する。	(A) 2026年12月予定 (B) 市内学校 (C) 3人	(D) 生徒 (E) 約500人	0
3 音楽に親しむ心を育てる事業	予定なし			
4 永守重信市民会館におけるピアノコンクール	予定なし			
5 その他目的を達成するために必要な事業	予定なし			

翌事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人向日市音楽協会

1 事業実施の方針

本法人は、設立当初の事業年度に実施した市民参加型音楽事業および音楽教育プログラムの成果を踏まえ、事業の継続と充実を図る。

向日市を拠点に、音楽をより身近に感じられる機会の創出を引き続き推進し、市民参加型音楽事業の充実および実施回数拡大を目指す。

また、学校・福祉施設・公共空間等との連携を深めながら、地域に根ざした音楽活動を継続的に展開し、事業の質の向上および実施体制の安定化を図る。

さらに、若手演奏者に対する発表の機会や交流の場を継続的に設け、地域における音楽文化の担い手育成にも取り組む。

これらの活動を通じて、音楽が日常の中に自然にあるまちづくりを推進し、向日市における音楽文化の定着と発展に寄与することを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
1 市民参加型 音楽事業	音楽家と市民が交流できる機会を設け、演奏会開催に向けた企画、および準備の一環として試行的な演奏活動をする。	(A) 2027年10月予定 (B) 永守重信市民会館 (C) 10人	(D) 向日市民 (E) 200人	320

2 音楽教育プログラム	地域と学校と連携しミニコンサートを通じて音楽を親しむ機会として実施する。	(A) 2027年12月予定 (B) 市内学校 (C) 3人	(D) 生徒 (E) 約500人	0
3 音楽に親しむ心を育てる事業	予定なし			
4 永守重信市民会館におけるピアノコンクール	予定なし			
5 その他目的を達成するために必要な事業	予定なし			

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日

特定非営利活動法人向日市音楽協会

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費 賛助会員（見込み）	30000	30000
2 事業収入 チケット売り上げ	200000	200000
経常収益計		230000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費 ホール人件費 演奏謝礼	72600 100000	
人件費計	172600	
(2) その他経費 ホール代 ホール設備費 プログラム チラシ チケット	82566 37686 14780 10320 2570	
その他経費計	147922	
事業費計		320522
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他経費 事務用品 印刷費 通信費	1000 2000 1000	
その他経費計	4000	
管理費計		4000
経常費用計		324522
当期経常増減額		-94522
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		-94522
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		▲94522

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人向日市音楽協会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費 賛助会員（見込み）	60000	60000
2 事業収入 チケット売り上げ	400000	400000
経常収益計		460000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費 ホール人件費 演奏謝礼	72600 100000	
人件費計	172600	
(2) その他経費 ホール代 ホール設備費 プログラム チラシ チケット	82566 37686 14780 10320 2570	
その他経費計	147922	147922
事業費計		320522
2 管理費		
(1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他経費 事務用品 印刷代 通信費	1000 2000 1000	
その他経費計	4000	4000
管理費計		4000
経常費用計		324522
当期経常増減額		135478
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		135478
前期繰越正味財産額		▲94522
次期繰越正味財産額		40956